

平成 25 年 11 月 27 日

各所属 広聴広報幹事様

政策企画室市民情報部広報担当課長

担当：富川、石井

電話番号：6208-7253

**「要綱・要領等のオープン化」に係る公表対象拡充のお知らせ
及び公表対象確認・公表作業について（依頼）**

標題について、「オープン市役所」の取組みの一環として「要綱・要領等のオープン化（公表）」を実施しており、各所属で制定している要綱・要領等（以下、「要綱等」といいます。）について市ホームページ（以下、「HP」といいます。）に掲載いただいております。

この「要綱・要領等のオープン化」について、市政運営のより一層の透明性の確保を図るというオープン市役所の趣旨に鑑み、公表対象となる要綱等の範囲を拡充いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、各所属において、新たに公表対象となる要綱等の有無をご確認いただき、該当する要綱等があれば、公表作業を行っていただきますようお願いいたします。また、現在公表中の要綱等についても、下記の手順に従い、最新のものとなっているか等をご確認いただき、ご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 公表対象の要綱等について

（1）公表対象（拡充後）

次の[1]または[2]に該当するものについては、次の対象除外事由①～③（既に取りまとめで公表されている情報及び一過性のもの等）及び非公開情報A～Cのいずれかに該当する場合を除き、すべて公表とします。

- | |
|--|
| <p>[1] 本市の機関（執行機関、議決機関、補助機関及び附属機関）が制定した要綱及び要領</p> <p>[2] [1]に類するものとして、指針（ガイドライン）のほか、名称及び形式を問わず、市民生活及び事業活動に直接影響があると各所属が判断するもの</p> |
|--|

【対象除外事由：既に取りまとめで公表されている情報及び一過性のもの等】

- ①大阪市例規データベースに含まれる条例、規則その他の規程
- ②行政手続法又は行政手続条例の規定に基づき定められた許認可等に係る審査基準もしくは不利益処分に係る処分基準
- ③単なる事務マニュアルや一過性の募集要項等

【非公開情報】

- A 公表することにより、本市の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるもの（大阪市情報公開条例第7条第4号に相当するもの）
- B 公表することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（大阪市情報公開条例第7条第5号に相当するもの）
- C 公表することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの（大阪市情報公開条例第7条第6号に相当するもの）

（２）公表対象の拡充について

平成24年11月30日付け依頼文では、まずは優先度の高いものから公表するため、「内部管理事項を規定したものであり、市民生活及び事業活動に直接影響があるとは認められないもの」に該当する要綱及び要領について、公表すべき対象から除外しておりました。

現在、公表作業開始から1年近くが経過し、優先度の高い要綱等の公表が概ね完了しています。したがって、市政運営のより一層の透明性の確保を図るというオープン市役所の趣旨に鑑み、市の機構そのものの透明化を図るため、本通知により、「内部管理事項を規定したものであり、市民生活及び事業活動に直接影響があるとは認められないもの」に該当する要綱及び要領についても公表対象とします。

参考（平成24年11月30日付け依頼文による公表除外事由及び今回の変更点（⇒））

- ア 内部管理事項を規定したものであり、市民生活及び事業活動に直接影響があるとは認められないもの（⇒削除）
- イ 公表することにより、本市の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるもの（大阪市情報公開条例第7条第4号に相当するもの）（⇒非公開情報 A へ）
- ウ 公表することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（大阪市情報公開条例第7条第5号に相当するもの）（⇒非公開情報 B へ）
- エ 公表することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの（大阪市情報公開条例第7条第6号に相当するもの）（⇒非公開情報 C へ）

2 公表対象となる要綱等の確認・公表作業について

『別紙1 公表対象となる要綱等の確認・公表作業について』により、確認・公表作業を実施してください。また、ホームページ掲載作業等については、『オープン市役所 要綱・要領等のオープン化マニュアル』を参照してください。

3 報告等について

(1) 基準日

『様式1 公表対象要綱・要領等一覧』に回答いただく要綱等は、平成26年1月31日時点のものとしてください。

(2) 公表（HP掲載作業）期限

平成26年1月31日

(3) 政策企画室広報担当への報告書について

ア 期限

平成26年2月14日（金）

イ 提出方法

- ・（電子メール）政策企画室広報担当 aa0015@city.osaka.lg.jp
メールの件名「【所属名】要綱・要領等の公表状況報告（回答）」

ウ 提出物

- ・『様式1 公表対象要綱・要領等一覧』（作業完了報告）
（※所属ごとに1ファイルに取りまとめてください）

- ・『様式2 HP掲載作業未完了理由』
（※期限までに公表できていない要綱等がある場合のみ提出）

4 その他周知事項

基準日以降に、要綱等の改廃・新規制定があった場合は、各所属において、

①改廃があった要綱等の修正・削除作業

②新規に制定された要綱等の掲載作業

を、速やかに行ってください。なお、作業の都度、政策企画室への報告は不要です。

[平成25年1月24日付政策企画室長名による通知のとおり]

5 経過

平成24年 3月19日	○各所属へ公表対象の要綱等の調査依頼
平成24年 11月30日	○各所属へホームページ掲載作業依頼
平成25年 1月21日	要綱・要領等のオープン化ページ開設（第1次公表）
平成25年 1月24日	○各所属へ依頼（1次公表に間に合わなかった要綱・要領等の掲載作業最終締切の通知と最終締切までに掲載が完了しない場合の理由及び掲載時期の報告依頼）
平成25年 2月22日	要綱・要領等のオープン化ページ フルオープン 【1次公表後、2月22日までに順次公表を実施】 ※以降は、各所属において、要綱等の改廃等に応じて修正・削除、新規掲載等を実施。
平成25年 11月	○各所属へ公表対象変更の通知及び公表作業の依頼